

長浜市市民協働センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第38号

長浜市市民協働センター規則の一部を改正する規則

長浜市市民協働センター規則（平成28年長浜市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（事業の実施）

第3条 センターの事業を実施する日時及び場所は、市長が別に定め、当該年度の4月1日に市ホームページにおいて公表するものとする。

第4条の見出し中「コーディネーター」を「市民活動支援コーディネーター」に改め、同条中「第5条に規定する」を「第5条の」に改め、「（以下「コーディネーター」という。）」を削り、「第4条」を「第4条各号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。